

社援発 0221 第4号

平成23年2月21日

各 都道府県知事 殿



厚生労働省社会・援護局長

### 消費生活協同組合の政治的中立の確保について

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであるが、今般の第17回統一地方選挙に際し、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判を招くことのないよう、ご指導方よろしくご配意を願いたい。

なお、同項の規定の趣旨については「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」（昭和62年6月30日社生第77号厚生省社会局生活課長通知）において、また、組合を特定の政党のために利用することとなる事例については「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成11年3月5日社援地第8号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知）においてそれぞれ示しているとおりであるので、これらの内容も併せて貴管内の組合に対し、周知を図られたい。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として通知する。